

令和 8 年5月改訂

令和 8 年度 大津市立石山小学校

非常変災時における児童の安全確保について

保存版

気象（暴風を含む警報、特別警報、危険警報）

- 1 午前7時の時点で本校校区を含む地域に「暴風を含む警報」又は「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発令されている場合は、臨時休業とします。
 - 2 午前7時以降の登校後に上記地域に確実に「暴風雨を含む警報」又は「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」の発表が見込まれる場合は、臨時休業とする場合があります。
 - 3 警戒レベル3の警報（大雨、氾濫、土砂災害警報）または、大雪警報が上記地域に発令されているときは、原則として登校となりますが、気象情報や報道、学校からの tetoru 等にご注意ください。
 - 4 「暴風を含む警報」「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が午前7時までに解除された場合は、通常の時間に安全に注意して登校させてください。
- ※上記3や4については、登校時の危険が予想される場合、自宅待機や始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがあります。その場合は、tetoru 等でお知らせします。
- 5 児童の登校後に「暴風雨を含む警報」「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発令された場合は、臨時下校の措置や引き渡し下校の措置をとることがあります。警報発令の可能性がある場合は、確実に連絡が取れますよう、お心づもりをお願いします。給食を食わずに下校することもあります。いずれも、tetoru 等でお知らせします。
 - 6 午前7時前後の時間帯に上記の地域に「暴風雨を含む警報」「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発表されていない状態でも気象条件により臨時休業となることがあります。その場合は、tetoru 等でお知らせします。

地震

- 1 前日の児童の下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、原則としてその日は臨時休業とします。ただし、状況により、平常通り授業を行う場合もあります。いずれの場合も tetoru 等でお知らせします。

武力攻撃事態等

- 1 前日の児童の下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市から市民に武力攻撃事態等による警報の伝達があった場合は、その日は原則として臨時休業になります。ただし、状況により臨時休業にならないこともあります。いずれの場合も tetoru 等でお知らせします。

熱中症

- 1 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業になります。

※この措置は、今後も引き続き適用されます。非常変災時において、その都度、改めて通知はしません。

※非常変災時に保護者が仕事などで家におられない場合の対応など十分に話し合っておいてください。